

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	安東 昭彦
登録番号又は法人番号	1 3 2 6 0 0 7 8
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	あんどろ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区東心斎橋1丁目4番11号 大和ビル8号館3階311号室
処分年月日	令和2年6月16日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、大阪府行政書士会会則第40条に違反した。</p> <p>（被処分者は、平成31年3月29日に正当な事由なく、深夜酒類提供飲食店営業開始届の依頼者から金15万円を預り金として受領した。しかし、提訴者は金15万円を貸し付けたと認識し、提訴に及んだ次第である。</p> <p>最終的には返金したとはいえ、度々、返金期日を徒過し続けた。このような行為は、行政書士の信用及び品位を害する行為であり、行政書士法第10条及び大阪府行政書士会会則第40条に違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則第40条（責務）</p> <p>会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>